

令和5年9月1日

武蔵野市長 松下玲子 殿

武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会

会長 室井敬司

答 申

1 審査会の結論

審査請求人が令和4年12月9日付けで行った「自転車等駐車対策協議会 令和元年度から令和4年度実施分の音声データ」の開示請求に対して、武蔵野市長（以下「実施機関」という。）が同月15日付けで行った不存在を理由とする非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 本件の概要

(1) 審査請求人は、令和4年12月9日付けで武蔵野市情報公開条例（平成13年3月武蔵野市条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「自転車等駐車対策協議会 令和元年度から令和4年度実施分の音声データ」の開示を請求した。これに対し、実施機関が同月15日付けで、①令和元年度第1回から第4回まで、令和3年度第1回及び令和4年度第1回については、議事録作成後に破棄し、音声データが存在しない、②令和元年度第5回並びに令和2年度第1回及び第2回については、書面開催のため音声データが存在しないとして、条例第13条第2項の規定に基づき本件決定を行ったので、審査請求人は、同月20日付けで、「処分（本件決定をいう。）を取り消すとの採決（「裁決」の誤記と認められる。）を求める」との審査請求を行った。

(2) 審査請求人の審査請求理由は、概ね次のとおりである。

非開示決定の処分を受けたが、その理由は「音声データを議事録作成後に破棄」したということであるが、特に、令和4年度第1回の協議会については、施行規則改正に関する記録が残るという重要なものである。検証に必要なデータであり、この音声データを破棄すること自体が問題である。

音声データについて、サーバーのバックアップデータ、あるいは、PC上のファイルを復元して、しっかりと管理することを求めると同時に、改めてデータの提出を求める。

なお、破棄したというならば、いつどこでどのように破棄したのか、その記録の提出を求める。

(3) 実施機関の本件決定の理由及び理由説明は、概ね次のとおりである。

① 令和元年度第1回から第4回まで、令和3年度第1回及び令和4年度第1回の音声データ
議事要旨の完成後に破棄しており、音声データは存在しない。

市のファイルサーバーに保存されたデータのバックアップデータについては、一定の期間保存される運用となっているが、既にその期間を経過しているため、復元は非常に困難な状況である。

また、審査請求の理由にある破棄に関しては、所管である交通企画課では、音声データを破棄するに当たって、その破棄の日付、場所等に関する事項を記録するという運用をしていないため、破棄の記録は存在しない。

なお、音声データは、議事要旨の確定後に破棄する運用としているが、議事要旨の確定日は、武蔵野市（以下単に「市」という。）のホームページへの議事要旨掲載伺いの決裁日である。令和元年度第1回及び第2回は令和元年12月5日に、同年度第3回は令和2年1月28日に、同年度第4回は令和2年2月18日に、令和3年度第1回は令和4年1月24日に、令和4年度第1回は令和4年8月15日に確定した。

② 令和元年度第5回並びに令和2年度第1回及び第2回の音声データ

書面開催のため音声データは作成していないので、存在しない。

③ 音声データの破棄の妥当性

音声データのファイルサーバーへの保管については、他の形式のデータに比べて著しくサイズが大きく、フォルダの容量を圧迫したり他のデータの検索容易性を損ねたりする等の運用の妨げとなることを防ぐため、各種会議の議事録を作成する際の補助として使用するケースにおいては、議事録の作成・決裁が完了し、音声データの確認が不要になった時点で削除するよう庁内の内規において定めている。

協議会の音声データは、議事要旨を作成する際の確認用として録音しており、議事要旨作成以外の目的で再生することは想定していない。議事要旨を閲覧すれば議事内容を確認することが可能であり、改めて音声を確認することはない。議事要旨は、その案を各委員に送付して確認を依頼し、必要に応じて修正し作成しているため、内容の正確性は保たれている。また、各委員の承認を得た議事要旨は、武蔵野市文書管理規則（平成17年9月武蔵野市規則第98号。以下「文書管理規則」という。）に定められた保存年限の間保管し、委員名等一部を削除した上でホームページにて公開している。

3 審査会の判断

(1) 対象行政文書となる音声データの作成について

実施機関は、対象行政文書となる音声データについて、①令和元年度第1回から第4回まで、令和3年度第1回及び令和4年度第1回についてのみ作成し、②令和元年度第5回並びに令和2年度第1回及び第2回については書面開催であったため音声データは作成しなかったと説明する。

書面開催の場合においては、議事要旨作成のために音声データを作成する必要があることは明らかであり、②の協議会において音声データを作成していないとする実施機関の説明に、不自然、不合理な点はない。

したがって、本件においては、①の協議会で作成された音声データ（以下「本件対象データ」という。）について検討することとなる。

(2) 本件対象データの作成方法について

当審査会で、実施機関に確認した本件対象データの作成方法及び保管については、次のとおりである。

- ① 所管である交通企画課で組織的に管理している1台のICレコーダーに録音し、保管する。
- ② ICレコーダーから直接音声を聞きながら議事要旨を作成する場合を除き、ICレコーダ

一のデータをパソコンを使用して市のファイルサーバーに保管する。

③ ②の場合は、当該データを市役所とは別の場所でバックアップデータとして保管する。

なお、所管である交通企画課では、令和４年度第１回の本件対象データは①のＩＣレコーダーのみで対応しているが、令和元年度第１回から第４回まで及び令和３年度第１回の本件対象データについては①のみの対応だったか、①から③までの対応をしたのかは不明であると説明している。

この点、所管である交通企画課が不明であるとするに関しては、全く理解ができないものであるが、当審査会では情報公開制度の趣旨に則って、令和元年度第１回から第４回まで及び令和３年度第１回の本件対象データは①から③までの対応をしたものとして検討していく。

(3) 本件対象データの削除について

実施機関は、音声データについて、所管である交通企画課では、通常、議事要旨の完成後に担当者が削除しているが、組織的に削除したことを確認することはないと説明する。

その上で、市のファイルサーバーに保管した音声データの削除について、「議事録の作成・決裁が完了し、音声データの確認が不要になった時点で削除する」という庁内の内規に従い、議事要旨の完成後に担当者が削除することになるとし、本件対象データに係る「議事録の作成・決裁が完了し」た日は、２(3)①に記載した日であると説明する。

また、市役所とは別の場所で保管されているバックアップデータは、一定期間保管することになっているが、当該期間経過後は削除されると説明する。

しかしながら、制度上はそうであったとしても、音声データを削除した日付、場所等を記録するという運用をしておらず、組織的には削除を確認していないということであることから、本件対象データの不存在については、改めて確認する必要がある。

(4) 本件対象データの不存在の確認について

当審査会では、本件対象データの不存在について、実施機関に確認した。その結果は、次のとおりである。

① 所管である交通企画課において、音声データ作成のためのＩＣレコーダーは１台しかなく、本件対象データは残っていないことが確認されている。

② 市役所のファイルサーバーの中には、本件対象データは残っていないことが確認されている。

③ 市役所以外の場所で保管されているバックアップデータについては、担当課である情報政策課に照会し、開示請求の時点で一定期間が経過しているため、本件対象データが残っていないことが確認されている。

以上のとおりであるが、これらの確認結果については、特段不自然、不合理な点はないことから、本件対象データについては、削除されているものと解することが相当である。

(5) 本件対象データの復元について

審査請求人は、本件対象データについて、破棄されたとしても、「サーバーのバックアップデータ、あるいは、ＰＣ上のファイルを復元して」改めてデータを開示すべきと主張している。

そこで、データの復元について検討する。

実施機関は、バックアップデータの復元について、保存媒体の容量に限りがあることから、上書きをして最新のものに変えていくという運用をしており、古いデータを復元することは困難で

あることを確認していると説明する。ＩＣレコーダーについてもデータが削除されていることが確認されていること、また市役所のファイルサーバーのデータについても２(3)③の内規があることから、同様の状況にあると解され、現在、市が有する設備・技術では、本件対象データを復元することはできないと解することが相当である。

しかしながら、審査請求人が主張するように、現在の技術をもってすればあるいは復元できる可能性もなお否定することはできない。

この点について検討するに、情報公開制度において、一般的に、通常設備や技術及び実施機関が有する設備や技術ではその情報内容を直接認識できないような場合における電磁的記録（本件では、本件対象データ）についてまで、その実質的な情報内容の開示のためにあらゆる措置を講ずべき義務を実施機関に課しているとするのは妥当ではないと解される。

したがって、条例第２条第２号に規定する電磁的記録とは、実施機関において、通常設備、技術等及び実施機関が有する設備、技術等によりその情報内容を一般人の知覚により認識する形で提示するものに限られると解することが相当である。

以上より、仮に、技術的に復元が可能であったとしても、実施機関が本件対象データの復元に関してあらゆる手段を尽くす義務があるとまではいえないことから、手段を尽くすことなく不存在としても、情報公開制度の趣旨及び条例の規定に反するものとはいえず、妥当であったと解する。

(6) 審査請求人のその余の主張について

当審査会は、令和元年度から令和４年度までの間に実施された自転車等駐車対策協議会に関する音声データに対する本件決定の妥当性について、条例等に基づき判断を行うものであることから、審査請求人のその余の主張については、当審査会の判断する内容ではない。ただし、４において、実施機関に対して意見を付す。

(7) 審査会の結論について

以上から、当審査会は、「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

４ 実施機関に対する意見

本件決定については、「１ 審査会の結論」のとおりとなるが、実施機関、特に本件の所管である交通企画課に対し、情報の管理に関して意見を付す。

理由説明書の中で、「音声データを破棄するに当たって、その破棄の日付、場所等に関する事項を交通企画課において記録するという運用はしていないため、交通企画課では破棄の記録は存在しない。」と説明している。

また、交通企画課は、当審査会に対する理由説明の中で、「音声データは、通常、議事要旨完成後に担当者が削除している。組織的には削除を確認することはない。」と説明している。

しかしながら、文書管理規則によれば、①第２条第１号において文書等に電磁的記録が含まれており、②第４８条第３項において１年未満保管の文書等について、事務遂行上必要がないと「課長が認めたとき」に廃棄できるとされている。

音声データの保存年限をどの区分にするかの点はあるが、一番短い１年未満保管としてもこの規定があり、１年以上保管の場合はより厳格な取扱いとなっている。このことから、音声データについても、少なくともその破棄においては課長の判断が必要であることから、破棄に関する決裁の記

録が不可欠である。

実施機関におかれては、本件に関する事務処理が、文書管理規則に則した運用とはいえないことを認識し、今後は適切な事務処理に努めていただきたい。

なお、この点は、審査請求人に、本件決定に対する不信感を生じさせている一因と考えられるものである。

5 審査の経過

年月日	審議経過
令和5年1月10日	諮問
同年3月17日	実施機関より理由説明書收受
同月30日	審議（第17期第12回審査会）
令和5年5月18日	審査請求人より口頭意見陳述聴取 審議（第17期第13回審査会）
同年7月5日	審議（第17期第14回審査会）
同年9月1日	審議（第17期第15回審査会）

以上